

## 質問及び回答の要旨

	質問の要旨	回答の要旨
1	船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は既にできあがっているのか。	船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は千葉県が決定・変更する都市計画であるため、本市が作成した変更案をこれから千葉県へ提出（案の申出）します。
2	県の都市計画（船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）という大枠が定まってから、市の都市計画ができるのでは。	千葉県が都市計画の大枠を定め、それに沿うよう本市の都市計画が定められることについては、貴見のとおりです。今回の船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更は、定期に見直す大改定ではなく、随時の改定であるため、本市が変更部分について案を申出します。
3	当地区は、船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針にどのように定められているのか。 新たに変更する「広域交流ネットワークの充実（北千葉道路）」「新たな拠点の創出（海老川上流地区）」「官民連携のまちづくり（南船橋駅南口地区）」とは。	現行の船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「広域交流ネットワークの充実（北千葉道路）」「新たな拠点の創出（海老川上流地区）」「官民連携のまちづくり（南船橋駅南口地区）」について詳細に位置づけられておりません。そのため、主にこれらの変更を行うため案の申出をします。
4	船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び船橋市都市計画マスタープランは、ホームページで見られるのか。	現行の船橋都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は千葉県のホームページ、船橋市都市計画マスタープランは本市のホームページでご覧いただけます。これから変更しようとする案については、案の概要縦覧期間中にご覧いただけます。なお、船橋市次期都市計画マスタープランは現在策定中ですが、有識者会議等の資料については、市ホームページでご覧いただけます。
5	土地区画整理事業区域の用途地域は、いつ決まるのか。用途地域が決定されないと家の購入などの売買ができないのでは。	今回は暫定的な用途地域（暫定用途）を指定しますが、皆さんが建築する際には、正式な用途地域（本用途）を指定する段階になります。土地区画整理事業の仮換地と同時期に本用途を指定する予定です。本用途を指定する際も、今回と同様に都市計画の手続きを行います。
6	海老川上流西部地区はどのような状況なのか。また、今後どのような方向性で進めていくのか。	地権者の皆様にアンケート等により意見を伺い検討した結果、海老川上流西部地区は土地区画整理事業から外しております。しかし現在将来的に、海老川上流西部地区をどのようなまちにしたら良いか、まちをつくっていく上での決め事を、地権者の皆様と話し合いながら検討しております。
7	海老川上流西部地区について、基本案を今年度予算に計上していたが、今年度中に基本構想ができるのか。	基本構想等を策定すべく、3か年をかけコンサルタントに委託し業務を進めておりますが、今年度が3か年の最終年度になります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で策定に遅れが生じているため、今年度中に基本構想等を策定できるか検討しております。
8	海老川上流西部地区は市街化区域になるのか。	将来的に都市的利用が進めば、市街化区域になることも考えられます。今回の都市計画変更では、土地区画整理事業を行う海老川上流地区のみ市街化区域へ編入します。